

第47回全国土地改良大会佐賀大会 企画運営・大会式典業務 公募実施要領

1. 趣旨

全国土地改良大会は、「農業・農村の重要性」とそれを支える「農業農村整備事業の役割」を広く国民にアピールして国の礎である農業・農村をさらに発展させるとともに、広く次世代へ引き継いでいくことを目的として開催され、農業農村整備に携わる全国の関係者が一堂に集う大会である。

令和7年度においては、第47回全国土地改良大会（以下「全国大会」という。）が佐賀県内で開催が決定していることから、全国大会の開催に係る企画運営・大会式典業務の受託者を選定するため、公募型プロポーザルを実施するものである。

2. 委託業務

(1) 業務名

第47回全国土地改良大会佐賀大会企画運営・大会式典業務

(2) 主催者

全国土地改良事業団体連合会、佐賀県土地改良事業団体連合会

(3) 業務内容

別添「第47回全国土地改良大会佐賀大会企画運営・大会式典業務仕様書」のとおり

(4) 履行期限（予定）

契約日から令和8年1月31日まで

(5) 予算規模

本業務の予算規模は概ね、55,000千円～61,000千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）の範囲内とする。

なお、経費圧縮方法を十分検討したうえで金額を提示すること。

(6) 発注者

佐賀県土地改良事業団体連合会

3. 参加資格要件

次の(1)から(7)の要件（グループで参加する場合は、(1)から(6)までの要件）を全て満たしている必要がある。

- (1) 委託業務に関するノウハウを有し、かつ当該委託業務を円滑に遂行するための必要な経営基盤を有しており、アからウの要件を満たしていること
 - ア) 佐賀県内に本店又は支店等の主たる事業所を有していること
 - イ) SAGAアリーナでの催事の実績を有していること
 - ウ) 他の地域からのスタッフを派遣できる体制を有していること
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4が規定する者に該当しないこと
- (3) 佐賀県暴力団排除条例に定める暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者に該当しないこと

- (4) この募集の開始日以後のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による会社更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による民事再生手続開始の申立てが行われた者でないこと
- (5) 本業務と類似の業務履行実績（イベント、各種観光事業等の企画・運営及び広報等）を有していること
- (6) 委託者との協力・連絡体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること
- (7) グループで参加する場合は、代表者を定めること。ただし、グループで参加する場合の各構成員は単独での参加を行ってはならない。また、グループ参加のみの場合、複数の参加も可能とする。

4. 参加に関する手続き

(1) スケジュール

内 容	日 程
① 実施要領等の公表・配布	令和6年8月28日（水）
② 実施要領等に係る質問受付期限	令和6年9月4日（水）17時まで
③ 企画提案参加希望書受付期限	令和6年9月6日（金）17時まで
④ 質問への回答	令和6年9月10日（火）
⑤ 企画提案参加申請書等受付期限	令和6年9月27日（金）12時まで
⑥ 企画提案参加申請に伴う プレゼンテーション（審査）	令和6年10月3日（木）[予定]
⑦ 審査結果通知	令和6年10月7日（月）[予定]

(2) 実施要領及び仕様書の公表

公表：令和6年8月28日（水）

佐賀県土地改良事業団体連合会のホームページで行う。

実施要領等は第47回全国土地改良大会佐賀大会のサイトからダウンロードできる。

(3) 企画提案参加希望書の提出

企画提案に参加を希望する者は、以下のとおり「参加申込書」を提出してください。

ア) 提出書類 企画提案公募（プロポーザル）参加希望書（様式1号）

イ) 提出期限 令和6年9月6日（金）17時まで

ウ) 提出方法 持参又は郵送とする。提出期限を過ぎて提出された場合は一切受け付けない。（郵送の場合は、到着確認が可能な方法で郵送すること。）

エ) 提出先 佐賀県土地改良事業団体連合会 佐賀大会事務局：古川、北原
〒840-0811

佐賀市大財三丁目8番15号（土地改良会館4階）

TEL：0952-20-5536 FAX：0952-24-6221

E-Mail：saga47taikai@midorinet-saga.jp

(4) 実施要領等に係る質問受付

ア) 提出方法

質問については、質問票（様式2号）により、質問内容、法人名、連絡先、担当者名等を記入のうえ、FAX又はメールにより提出してください。

イ) 提出先

上記4.(3)エ)と同じ。

ウ) 受付期間

令和6年8月28日（水）から令和6年9月4日（水）17時まで

エ) 質問への回答

質問の回答は、令和6年9月10日（火）にホームページの第47回全国土地改良大会佐賀大会のサイトで回答します。

5. 企画提案書の提出

(1) 提出方法

企画提案参加受付通知を受けた者は、以下により企画提案参加申請書を提出すること。

ア) 提出期限 令和6年9月27日（金）12時必着 ※厳守

イ) 提出方法 持参又は郵送とする。提出期限を過ぎて提出された場合は一切受け付け
ない。（郵送の場合は、到着確認が可能な方法で郵送すること。）

ウ) 提出先 上記4.(3)エ)と同じ。

エ) 提出書類

① 第47回全国土地改良大会佐賀大会企画運営・大会式典業務提案申請書（様式3号）

② 提案者の概要（提案者の組織体制、経営状況、事業内容等）

※ グループで参加する場合は、その者についても同様に記載すること

③ 事業者概要補足資料（パンフレット等で可）

※ グループで参加する場合は、その者についても同様に添付すること

④ 企画提案書（様式4号）

※ 業務の実施方針、業務の実施計画、業務の実施体制、業務分担及び
進捗状況の管理体制、提案事業者の経験・能力等（本業務に類する業務実績
含む）、課題と処理の考え方等を含むものとする。

⑤ 見積書

※ 詳細に記載し、公募仕様書に記載の業務毎に金額の詳細がわかるよう明示
すること

オ) 提出部数

正本1部及び副本8部を提出してください。

カ) 留意事項

- ・企画提案書の作成、提出に要する費用など、全て提案者の負担とする。
- ・提出後の書類の差し替え・修正は一切認めない。
- ・提出された全ての書類は返却しない。
- ・提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて提案者が負うものとする。

(2) 提案の無効に関する事項（不適格事項）

次のいずれかの事項に該当した場合は、提案を無効または失格とする。

- ア) 提出期限を過ぎて参加申込、企画提案書等が提出された場合
- イ) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ウ) 提出書類に重大な誤脱があった場合
- エ) 見積額が2.(5)に記載する予算規模の上限金額を超過した場合、審査合格のために極端に安い見積額を提示した場合
- オ) 会社更生法の更生手続開始、民事再生法の再生開始等の申し立てをする等、契約を履行することが困難であると認められる状態になった場合
- カ) 審査の公平を害する行為があった場合
- キ) その他、企画提案にあたり、著しく審議に反する行為があった場合

6. 受託候補者の選定

(1) 企画提案参加申請に伴う審査（プレゼンテーション）

ア) 審査方法

企画提案内容のプレゼンテーションを行い、最も優秀な提案をしたものを受託候補者として選定します。

最終審査にあたり、提出済みの企画提案書、見積書に変更がある場合、変更箇所が分かるように記載のうえ、再提出を行う。

イ) 受託候補者の選定

本会が指名した審査員が審査し、受託候補者を選定する。

審査員が別途採点を行い、その合計点が最も高い評価を得た提案者を受託候補者として選定する。

なお、評価が同等の場合は、見積金額が最も低い提案者を選定する。

ウ) 審査基準

企画提案書審査基準に基づき書類及びプレゼンテーションにより、各項目について審査する。

エ) 審査結果の通知

審査結果について、令和6年10月7日（月）[予定]に全提案者に対して、書面によって通知する。

なお、審査内容及び審査結果に関する異議申し立ては一切受け付けない。

7. 受託候補者との協議と契約の締結等

(1) 契約

上記6.(1)により選定した受託候補者に対して、選定した企画提案書の内容に基づき、委託業務に係る契約書及び仕様書の内容を協議のうえ作成し、これに基づき受託候補者と契約を行う。

協議において契約の内容の詳細及び契約価格について合意に達したときは、契約を締結する。

なお、協議の結果、企画提案の一部を変更する場合がある。また、受託候補者との間で協議が合意に至らなかった場合は、次点の企画提案者との協議を行い、委託契約を締結する。

(2) 契約金額

協議の結果を基に作成された見積書に記載された金額（消費税及び地方消費税相当額を含む）をもって当初の契約金額とする。

ただし、業務内容等に変更が生じた場合には、発注者と協議のうえ、変更契約を締結することができるものとする。

(3) 契約の取り消し等

受託者が必要な指示に従わないとき、その他業務を継続することが適当でないと認めるときは、契約を取り消し、又は期間を定めて業務の全部または一部の停止を命ずることがある。契約の取り消しにより、損害が発生するときは、その損害の賠償を請求することができるものとする。

(4) 委託金の支払い

委託金（契約金額）の支払いについては、原則、業務終了後に委託者からの請求に基づき、精算払を行うものとする。

ただし、委託業務を遂行するために必要があると認めるときは、委託額の一部を概算払できるものとする。

なお、概算払の時期及び金額については、双方（発注者・受託者）による協議のうえ、決めるものとする。

8. 留意事項

(1) 書類等に作成に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) 本提案の評価は、提案者の技術力等を評価するために行うものであり、企画提案書に基づき、そのまま業務を了承するものではない。

(3) 採択された企画提案書の著作権、委託業務に係る成果物は、すべて佐賀県土地改良事業団体連合会に帰属するものとする。

(4) 本企画提案に関連し、知り得た情報については、佐賀県土地改良事業団体連合会の承諾を得ることなく、第三者に漏らしてはならない。

(5) 佐賀県土地改良事業団体連合会は、提出書類及びその内容を本業務以外に無断で使用してはならない。

9. 問い合わせ先

佐賀県土地改良事業団体連合会 佐賀大会事務局：古川、北原
〒840-0811

佐賀市大財三丁目8番15号（土地改良会館4階）

TEL：0952-20-5536 FAX：0952-24-6221

E-Mail：saga47taikai@midorinet-saga.jp